

「仕事と生活の両立支援の拡充にかかる休暇制度の整備について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和7年（2025年）2月7日～3月7日 8回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 趣旨	令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」が求められたことに伴い、更なる会計年度任用職員を含めた職員の仕事と生活の両立支援のため、本市における休暇制度の整備を行なう。	提示された休暇制度が拡充されることについては職員にとって利便性が向上されることなので異論はないが、休暇が増えることで周りの職員が困ることのないように人の手当をお願いしたい。	市の提案どおりとする。 制度案内やQ & Aなどの周知を当局から追って伝える。
2（1）子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大	ア 対象の範囲 現在の小学校6年生終了までのところを中学校3年生終了までとする。 （満12歳に達する日以後の3月31日までの間にある子から満15歳に達する日以後の3月31日までの間にある子とする） イ 取得可能日数（現行制度からの変更なし） 1暦年につき7日（対象となる子が2人以上の場合は10日）の範囲で、1日または1時間単位で取得可能。 ウ 給料（現行制度からの変更なし） 常勤職員は有給、会計年度任用職員及び短時間勤務職員※は無給。 エ その他の事項 令和7年4月1日施行の育児介護休業法の一部改正に伴う子の看護休暇の見直し（取得事由の拡大、名称変更）を踏まえた上での追加提示。	2（2）の家族看護休暇については、方向性は了承したが引き続きQ&Aを整理していただきたい。	

2（2）家族 看護休暇の 新設	負傷し、疾病にかかった家族の世話 または家族の看護に対し取得できる 休暇を新設する。 ア 家族の範囲 負傷し、疾病にかかった家族（配 偶者（事実婚含む）、父母、子（子の 看護休暇の対象となる子は除く）、 祖父母、兄弟姉妹若しくは孫又は配 偶者の父母 イ 期間等 1 暦年につき 7 日（対象となる家 族が 2 人以上の場合は 10 日）の範 囲で 1 日または 1 時間単位で取得 可能。 ウ 給料 常勤職員は有給、会計年度任用職 員及び短時間勤務職員※は無給 エ 会計年度任用職員の取得要件 1 週間に勤務日が 3 日以上とさ れている会計年度任用職員又は週 以外の期間によって勤務日が定め られている会計年度任用職員で 1 年間に勤務日が 121 日以上であるも の。		
2（3）会計 年度任用職 員の休暇の 取得要件の 見直し	出生サポート休暇、配偶者出産休 暇、育児参加休暇について、現行、引 き続き雇用される期間が 6 か月未満 の会計年度任用職員についての除外 規定を撤廃する。		
2（4）会計 年度任用職 員の療養休 暇（有給休暇 日数）の見直 し	会計年度任用職員で 1 週間に勤務 日数が 2 日（年 73 日から 120 日まで） は 3 日、週 1 日（年 48 日から 72 日ま で）は 1 日としている国の運用に倣 い、それらが 0 日である本市の運用を それぞれ、3 日、ないし 1 日を新たに 暦年で付与する。 （取得上限は 90 日または 1 年の勤 務日数の範囲内）		

2（5）人間 ドック休暇 の対象範囲 の見直し	現行、常勤職員（短時間勤務職員※含む）のみ対象としているところ、会計年度任用職員のうち、共済組合の短期組合員（週 20 時間以上勤務）について、新たに対象とする。有給。		
2（6）会計 年度任用職員 の公務（通勤） 災害上の傷病に かかる療養休暇 の見直しについて	現行、会計年度任用職員の公務（通勤）災害上の傷病にかかる休暇については、全て無給の取扱いとしているところ、既に妥結した会計年度任用職員の療養休暇（有給休暇日数）の見直しに合わせ、公務（通勤）災害上の傷病の療養にかかる休暇を含めて当該有給の休暇日数を上限として与えることができることとする。		
3 開始時期	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日		

※短時間勤務職員：再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員